

船員法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 救命艇手及び限定救命艇手の減員の許可
- ② 手続き根拠 : 救命艇手規則第2条第4項
- ③ 手続対象者 : 省令に定める船舶であつて国内各港間のみを航海するものに搭載する膨張式救命いかだに割り当てるべき員数を減ずる許可を受けようとする船舶所有者。
ただし、膨張式救命いかだへの海員及び旅客の誘導及び乗艇並びに膨張式救命いかだの運航に関し安全確保のための特別の措置が講じられているもの。
- ④ 提出時期 : 減員の許可を受けようとするとき。
- ⑤ 提出方法 : 所定の申請書に必要事項を記入し、最寄りの地方運輸局へ提出する。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 地方運輸局にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : なし
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる地方運輸局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先
 - 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 011-290-2772
 - 東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
 - 北陸信越運輸局海事部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
 - 関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
 - 中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
 - 近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
 - 神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
 - 中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
 - 四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
 - 九州運輸局海上安全環境部船員労働環境課 092-472-3175
 - 沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-866-1838
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 救命艇手規則第2条第5項
- ② 標準処理期間 : 3日（経由期間がある場合は12日）
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法による